

景観配慮協議結果通知書

鎌都景第897号1
令和元年（2019年）9月12日

公益社団法人鎌倉市観光協会
会長 大森 道明 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第31-12号						
土地利用類型の名称	谷戸の住宅地						
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外						
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市二階堂154番の一部						
行為の種類	建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転					
	開発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更					
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外						
協議事項	<p>〈地区の特性・課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷戸は、鎌倉の特徴的な地形であり、古くから土地利用が行われてきた場所である。 ・緑に囲まれた戸建住宅を主体とする中に、洋館や邸宅などが見られ、鎌倉らしい魅力的な景観が形成されている場所であるが、敷地の細分化や緑地の減少等などによるまち並みの魅力喪失といった課題がある。 <p>〈景観形成基準に係る協議内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の規模及び形態は低層で奥まったところに配置されており、後背地の山並みと調和している。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>						
備考							